

# 身体拘束適正化の為の指針

特定非営利活動法人あじさい  
就労継続支援B型 地域特産開発研究所

## 1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人（事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心掛けます。

## 2. 根拠となる法律

### (1) 障害者虐待防止法

（障害者虐待防止法第2条第4項）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。身体拘束を行う場合は、下記の要件をすべて満たす必要があります。

- ・切迫性 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しくたかいこと
- ・非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 3. 基本方針

### (1) 当法人（事業所）内での共通理解

- ・身体拘束の防止に努めます。

当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷・他害行為があった場合、またはそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋内外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

### (2) 身体拘束適正化委員会の設置と役割

身体拘束廃止の組織的対応を図る事を目的とし、次のとおり「身体拘束適正化委員会」を設置するとともに身体拘束に関する責任者等を定める等必要な措置を講じます。

身体拘束適正化委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催を行う。

- ・身体拘束適正化の為の計画づくり（身体拘束の研修、指針の作成、報告様式の整備）
- ・定期的な教育や研修（年1回）を実施する
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善の為の研修を実施する
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う
- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う

### (3) 身体拘束に関する責務

- ・身体拘束に関する統括は各事業所の管理者が行い、責任者はサービス管理責任者とする。
- ・身体拘束に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の啓発・普及する為の職員に対する研修の参加を呼びかけ普及に努める。

また、責任者は身体拘束を実施しなければならない状況において3要件+4の事項を満たしている事を確認し、安易にこれを施行しない様に努めなければならない。

### (4) 職員が留意すべき事項

職員等は当法人の基本理念及び行動規範に上げる利用者の人格を尊重する事を深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する事とします。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かす事のみならず、指定障害者福祉サービス事業所としての社会的な信頼を著しく損なう事、その後の事業経営においても大きな困難を抱える事になる問題として十分に認識する必要があります。

#### 1) 意識の重要性

- ・障害の程度に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重する事。
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った行動を心掛ける事。

#### 2) 基本的な心構え

- ・3要件+4の事項を満たしていても、これを安易に施行しない様に努める
- ・身体拘束は利用者の尊厳ある生活を阻むものであることを理解する
- ・拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心掛ける

### 3要件+4 (プラスフォー)

#### 3要件

- ① 切迫性⇒利用者本人または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性⇒身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性⇒身体拘束その他の行動制限が一時的であること

#### 手続き4原則

- ① 組織として検討・決定⇒個別支援会議等において組織として検討し、決定する必要がある。
- ② 個別支援計画に記載⇒身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。
- ③ 本人・家族への説明⇒利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る事が必要である。

- ④ 記録の作成⇒実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

(5) 身体拘束への対応

1) 身体拘束の記録

- ・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容・目的・理由・拘束時間ややむを得なかった理由等を記入する。

2) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

3) ) 利用者・家族への説明

- ・身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。

4. 指針の閲覧について

当法人（事業所）の身体拘束適正化の為の指針は、求めに応じて利用者及びご家族が自由に閲覧できると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにします。

令和5年6月1日より施行する